

地域で継続!!

健康づくりは銭湯で

健康入浴推進事業事例集



平成 21 年 3 月

財団法人全国生活衛生営業指導センター

健康入浴推進事業とは？

平成16年4月、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の改正により、国や地方公共団体は、「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするように努めなければならない。」と規定されました。

また、同時に公衆浴場の経営者に対しては、「国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めること」が求められました。

この法律改正に基づき、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」と表記）に対して、公衆浴場における健康増進に関する取り組みを普及させるためのモデル事業を実施するための予算措置がされています。

都道府県指導センターが実施する「健康入浴推進事業」とは、公衆浴場の経営者、地方公共団体等の関係者が、地域住民に対してモデル的な取り組みを実施し、地域における公衆浴場を活用した健康増進に関する取り組みを普及させる事業です。

様々なモデル事業

「健康入浴推進事業」は、平成16年度から実施されている事業です。

事業の実施当初におけるモデル事業は、都道府県指導センターが「健康入浴推進員」を養成し、公衆浴場に地域の高齢者等を集め、脱衣所において健康に関する指導・相談や体操を行い、健康増進のための入浴方法の普及を図る内容でした。

しかし、最近では、「対象を高齢者に限らない」、「体操の代わりに輪投げ等の軽体操を行う」、「スポーツイベントとのタイアップ」等、地域事情や参加者の声を反映した様々な内容のモデル事業も実施されています。

これから取り組もうとする都道府県指導センターや公衆浴場の経営者の皆様も、「健康」と「入浴」をキーワードに新たな形の健康入浴を考えましょう。

健康入浴推進事業が目指すもの

都道府県指導センターが実施する「健康入浴推進事業」は、健康入浴の取り組みを普及させることが目的です。

本事業が最終的に目指すべきことは、モデル事業の実施後において、公衆浴場業界や地方公共団体が一体となり、自主的に健康入浴に関する取り組みを実施していくことにあります。

従って、「健康入浴推進事業」の実施主体である都道府県指導センターにあっては、事業終了後も、地域と公衆浴場が協力して自主的に健康入浴に関する取り組みを続けていくよう配慮する必要があります。

また、モデル事業に参加する公衆浴場業界も同様に、モデル事業実施後において、それぞれの公衆浴場が健康入浴に取り組むための地域への働きかけ、営業者に対する普及を心がけてください。

【健康入浴推進事業実施時における留意点】

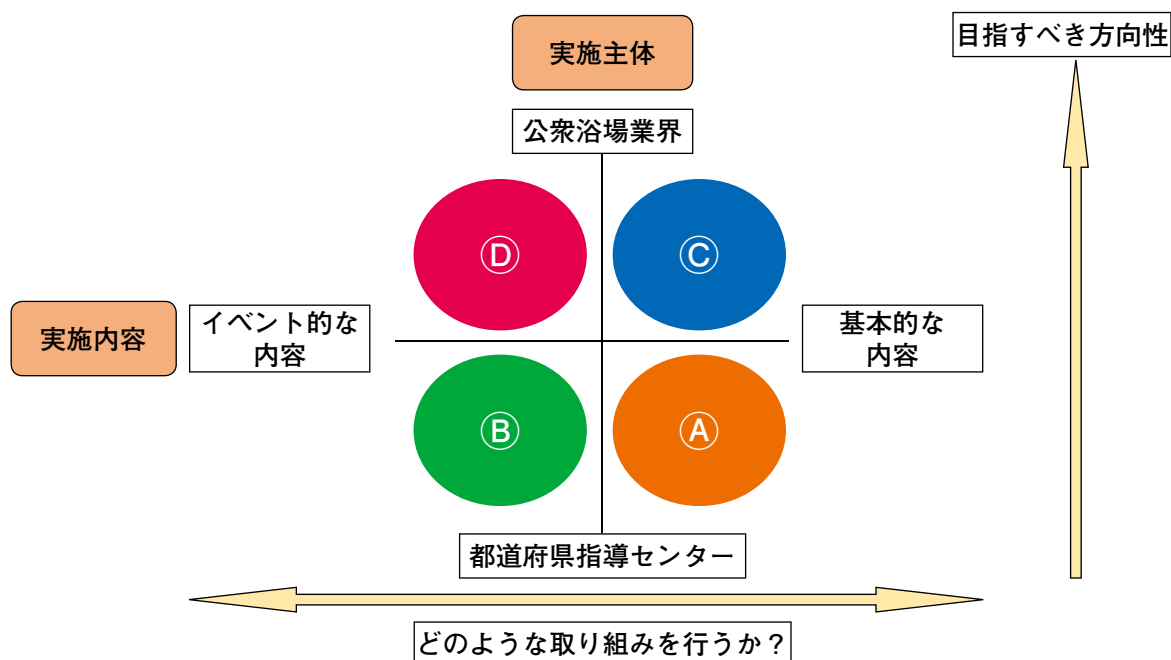
○ 目指すべき方向性

モデル事業の実施主体は、都道府県指導センターになります。

都道府県指導センターは、モデル事業終了後において公衆浴場業界が自主的に健康入浴に取り組めるよう配慮して下さい。

○ どのような取り組みを行うか？

モデル事業において、どのような内容にするかについては、事業に協力する公衆浴場業界や参加者の声等を参考にしながら、継続的に実施することも念頭に考える必要があります。



① 都道府県指導センターが実施する基本的な内容（健康指導・入浴指導等）のモデル事業

② 都道府県指導センターが実施するイベント的な内容のモデル事業

③ 公衆浴場業界が自主的に取り組む基本的な内容の健康入浴事業

④ 公衆浴場業界が自主的に取り組むイベント的な内容の健康入浴事業

本事例集の目的

本書は、すでに実施されている都道府県指導センターにおける健康入浴推進事業の事例の中から、以下の4つの事例を紹介します。

- ① モデル事業実施後において、業界と地方公共団体が自主的に健康入浴事業に取り組めるよう配慮した事例（東京都）
- ② 地元の大学と連携し、地域資源を活用した事例（滋賀県）
- ③ モデル事業実施後において、実際に業界と地方公共団体が主体的に健康入浴事業に取り組んでいる事例（兵庫県）
- ④ 多くの人に参加してもらうためイベントを活用した事例（徳島県）

すでに本事業に取り組んでいる、あるいは、今後、新たに取り組もうとする都道府県指導センター、地方公共団体、公衆浴場の経営者の皆様に、この事業の目的、実施内容、実施方法を検討する際の参考資料としてご活用下さい。

公衆浴場は、地域社会における住民の交流の基点となり得る地域資源といえます。

「健康入浴」の推進によって公衆浴場を活用した地域の活性化に取り組んでいきましょう。